平成 28 年 11 月 28 日

各　位

会 社 名　　オリンパス株式会社
代表者名　　代表取締役社長執行役員　笹　宏行
（コード：7733、東証第１部）
問合せ先　　広報・ＩＲ部長　百武　鉄雄
（TEL. 03-3340-2111㈹）

当社旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の和解に関するお知らせ

当社は、平成 24 年１月 17 日付適時開示「当社現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の提起の決定及び損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」および平成 28 年５月 12 日付適時開示「当社旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の一部和解に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社の旧監査役に対し損害賠償請求訴訟を提起し、その後一部の被告との間で和解が成立しておりました。

本日、前回開示の際に和解に至らなかった被告との間で裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 23 年 11 月８日付適時開示「過去の損失計上先送りに関するお知らせ」でお知らせした当社の過去の損失計上先送り問題に関し、平成 24 年１月 16 日付で監査役等責任調査委員会の調査報告書を受領いたしました。当社は、当該調査報告書を受けて、当時の監査役および旧監査役に対する提訴の要否を検討した結果、当該報告書の内容に従って損害賠償請求訴訟を提起することを決定し、同月 17 日付で当時の監査役および旧監査役合計５名に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしました。なお、当時監査役であった者も既に全員退任しております。

その後、当社は平成 28 年５月 12 日付で、上記旧監査役５名のうち４名（但し、うち１名は既に死亡していたため、その相続人）との間で、裁判上の和解をいたしました。

当社は、その際に和解に至らなかった旧監査役１名の責任を引き続き追及してまいりましたが、このたび、裁判所からの和解勧告を受け、下記３．の内容を骨子とする裁判上の和解をすることといたしました。

２．和解の相手方

旧監査役　太田 稔

３．和解の内容の概要

相手方は、監査役としての法的責任を認め、衷心よりお詫びするとともに、当社に対し、本件解決金として 21,133,333 円を支払い、当社は、相手方に対するその余の請求を放棄する。

４．今後の見通し

本件解決金については、平成 29 年３月期第３四半期決算において特別利益として計上する見込みです。なお、本件による平成 29 年３月期の通期連結業績予想の修正はありません。

今回の和解をもって、当社が平成 24 年１月 17 日付で当時の監査役および旧監査役合計５名に対して提起した損害賠償請求訴訟は全て終結いたしました。

以　上